

一般事業主行動計画

令和 7 年 12 月 1 日
株式会社静岡ダイケン
代表取締役 新井 英明

記

1. 行動計画の期間 令和 7 年 12 月 1 日～令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間

2. 行動計画の内容

【目標 1】

育児休業等の取得の状況に関する目標として、計画期間における男性の平均育児休業取得率を 3% 以上とする。

<対策>

●全社員への情報提供

社内報、社内ポータル、制度ガイドブックなどを活用し、制度の概要、給付金、取得事例などを分かりやすく共有します。

●個別面談の実施

妊娠・出産を届け出た男性社員に対し、人事担当者や上司が制度の説明と育児休業等の取得意向を個別に確認する面談を義務付けます。

●業務の属人化解消と体制整備

育児休業取得者がいても業務が滞らないよう、業務フローの標準化、多能工化、情報共有を徹底し、必要に応じて代替要員の手配や業務アウトソーシングを検討します。

<時期> 令和 12 年 11 月まで

【目標 2】

労働時間の状況に関する目標として、フルタイム労働時間一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間を 45 時間未満とする。

<対策>

●時間外労働の事前申請・許可制の徹底

法定時間外労働を行う際は、事前に上長へ申請し、業務の必要性を確認した上で許可を得る仕組みを厳格に運用します。

●会議時間の短縮と効率化

会議の目的・参加者・時間を明確にし、短時間で集中して結論を出す工夫を徹底します。(例：会議時間の 30 分設定、アジェンダの事前共有)

●業務量の把握と人員配置の見直し

部署ごと、個人ごとの業務量や残業時間の実態を正確に把握し、恒常的に業務負荷が高い部署に対しては、必要な人員の補充や配置転換を検討します。

<時期> 令和 12 年 11 月まで

以上